

# 三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 目的

現行の三重県情報ネットワーク（以下、「現行ネットワーク」と言う。）は、庁内情報ネットワークである三重県行政 WAN や全国の自治体、国を接続する LGWAN、県内市町との共同運用である自治体情報セキュリティクラウドなど、本県のみならず県内市町の業務を根幹から支える重要な基盤となっている。

令和 2 年度に構築した現行ネットワークは、令和 7 年 12 月に保守期限を迎える予定（一部を除き令和 8 年 12 月 31 日まで保守延長）であることから、次期三重県情報ネットワーク（以下、「次期ネットワーク」と言う。）の構築に向けた準備を早急に進める必要がある。

なお、三重県では現行ネットワークの導入以降、社会情勢の変化を踏まえ、ネットワーク構成の変更（ $\alpha$ モデル $\rightarrow\beta$ モデル）や、コミュニケーションツールの外部クラウドサービス化及びゼロトラスト型のセキュリティ対策の追加（DX 推進基盤の導入）を行ったため、次期ネットワークについては、現行ネットワークの機器更新を第一とするが、これらの変更についても踏まえたうえで、ネットワーク全体の最適化、費用対効果や信頼性・可用性のさらなる向上を目指すとともに、今後、想定される環境の変化等に対応するため、最新の通信技術、セキュリティ対策を取り入れたネットワークの構築を目指す必要がある。

そこで、本委託業務は、専門的な見地からの十分な検証・分析等を行い、次期ネットワークの全体像や必要とする機能の概要を明確にした基本計画を策定するとともに、策定した基本計画に沿った次期ネットワークにかかる調達仕様書等の作成を目的として実施するものである。

## 2 業務内容

- (1) 委託業務名 三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託
- (2) 履行期間 契約の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 「三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託 仕様書」のとおり

## 3 委託上限額

49,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加条件

### (1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中でない者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出するものとする。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙第 1 号様式）の提出期限及び提出先
  - ア 提出期限 令和 6 年 3 月 12 日（火）17 時必着（期限厳守）

- イ 提出先 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 渡邊、西川  
〒514-8570 津市広明町13番地
- ウ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。  
なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限  
までに電話で担当所属に受理の確認をすること。  
また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時  
の連絡を行うこと。
- エ 参加資格決定通知 令和6年3月14日（木）に通知する。

(2) 企画提案資料の提出期限

- ア 提出期限 令和6年3月25日（月）17時必着（期限厳守）
- イ 提出先 三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 渡邊、西川  
〒514-8570 津市広明町13番地
- ウ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。  
なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限  
までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。  
また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時  
の連絡を行うこと。

6 提出を求める企画提案資料の内容

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和6年3月6日（水）15時まで

(2) 質問の提出

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行い、ファクシミリ又は電子メール  
にて提出し、必ず18の担当所属まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びフ  
ァクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、  
他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年3月8日（金）17時までに、質問者あてにファクシミリ、  
電子メールのいずれかの方法により行うとともに、ホームページに掲載するなどして周知す  
る。

8 資料の閲覧

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請により参加資格「有」と確認され、「守秘義務の遵守に  
関する誓約書」を担当所属に提出した者は、次の資料の開示を受けることができるもの  
とする。

- ・三重県情報ネットワーク基本計画書（平成30年度策定）
- ・現行ネットワーク、及び、関連契約における完成図書

- (2) 資料の閲覧を希望する場合には、担当所属に事前に閲覧希望の旨を連絡し、担当所属が指  
定する日時に「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載のうえ持参すること。

- (3) 資料の閲覧は1者あたり1回3時間程度までとする。また、閲覧可能期間は令和6年3月  
15日（金）または3月18日（月）の9時から12時、13時から17時とする。

9 企画提案コンペの実施方法

- (1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

ア 有効性

- ・業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

イ 企画性

- ・業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

ウ 計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

エ 業務遂行能力

- ・業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。
- ・提案内容について、十分な技術的知見や提案力を有していると判断できるか。

オ 経済性

- ・業務の実施について、十分な効果が期待できる費用対効果の高い内容となっているか。
- ・県への業務負担が少ない提案となっているか。

(2) プレゼンテーション

選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の実施時期及び場所、形態は、次のとおりである。

時期：令和6年3月28日（木）を予定

場所：津市内

形態：プロジェクタまたはディスプレイでの投影と提出済みの企画提案書（紙）との併用で行う。

（プロジェクタまたはディスプレイは、三重県で準備するが、投影操作のパソコンは提案者側で用意すること）

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を10者程度選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については、提案したすべての者に、令和6年3月26日（火）17時まで電子メールで連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案書とプロジェクタまたはディスプレイで投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

また、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡する。

10 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

《参考》三重県会計規則 第75条第4項

契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - (2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
  - (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
  - (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (6) 契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
  - (7) 単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課において行う。

## 12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

## 15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託事業者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託事業者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
  - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
  - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
  - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
  - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
  - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (6) 本事業の委託を受けようとする者のうち、三重県情報ネットワーク基本計画策定業務委託にかかる提案企画コンペ及び契約に関する一切の件について、代理人に委任するときは委任状（第2号様式）を提出してください。
- (7) 当該企画提案コンペの選定決定の効果は、予算発効時（令和6年4月1日）において生じるものとします。

18 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 渡邊、西川

電話：059-224-3363 ファクシミリ：059-224-2520

E-mail：[network@pref.mie.lg.jp](mailto:network@pref.mie.lg.jp)